

畜産第1960号  
平成24年12月27日

# 口蹄疫防疫対応マニュアル (第2版)

## 北海道

# 「口蹄疫防疫対応マニュアル (第2版)」の構成

- 口蹄疫防疫の概要（フローチャート）
- 第1章 組織編
- 第2章 防疫編
- 参考資料
- 口蹄疫防疫対応マニュアル様式集

# I はじめに

このマニュアルは、本道への口蹄疫ウイルスの侵入防止と発生予防措置の徹底のため、万が一、国内や道内で発生した場合に、速やかに防疫措置を講じ、被害を最小限にするための体制を整備するものである。

本病の防疫措置については、「家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）」、「口蹄疫に関する特定防疫指針（平成23年10月1日付け農林水産大臣発表。以下「防疫指針」という。）」、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル（平成23年10月農林水産省消費・安全局動物衛生課）」、「家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年4月18日規則第51号）」、「家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年4月25日規則第32号）」に定めるほか、本マニュアルに基づき実施する。

なお、本マニュアルについては、迅速・的確なまん延防止に備えた準備、実践、防疫レベルの進展を図るため、必要に応じて改訂することとする。

## II 口蹄疫防疫の基本方針

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病は、極めて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、莫大な経済的被害が生じるほか、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

本病の防疫対策は、第一に本病の発生地域からの病原体の侵入を防止すること、第二に本病が発生した場合にはその被害を最小限に食い止めることが基本となるが、近年、東アジアを中心とした近隣諸国では本病の断続的な発生を認め、海外からの人や物資の動きが活発化している現状においては、すべての侵入リスクを排除することは困難である。

このため、法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守に加えて、一般道民の協力も含めたオール北海道体制での侵入防止対策を徹底するとともに、万が一、道内で発生した際には、「家畜伝染病予防法」及び「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、殺処分と移動制限を柱としたまん延防止措置により本病の早期清浄化を図る。

このようなまん延防止措置は、原則として家畜又はその死体の所有者（管理者を含む）が行うこととなるが、道は、農水省、市町村、関係機関及び団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。

すべての関係者は、本病の防疫措置の重要性を十分認識し、一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の強化を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう、危機管理体制を構築する。

なお、ワクチン等による防疫については、上記による方法のみではまん延防止が困難であり、早期清浄化を図る上で必要がある場合に、農水省と協議し、法31条に基づき実施する。

## (参考)

### 本マニュアルで使用する主な略称及び用語

#### 1 法省令等

法：家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）

施行規則：家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）

飼養衛生管理基準：法第12条の3に基づき定められた家畜の所有者が遵守すべき  
基準

防疫指針：口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

（平成23年10月1日農林水産大臣公表）

廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

#### 2 国や道などの機関

農林水産省：農林水産省消費・安全局動物衛生課

動衛研：独立行政法人食品・産業技術総合研究機構 動物衛生研究所

道主務課：北海道農政部食の安全推進局畜産振興課

振興局：総合振興局及び振興局

振興局主務課：振興局農務課

家保：家畜保健衛生所

#### 3 疾病に関する用語

本病：口蹄疫

患畜：本病にかかっている家畜

疑似患畜：患畜である疑いがあるとされた家畜

異常家畜：本病を疑う症状を呈する家畜

偶蹄類の家畜：牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし

発生農場：本病の患畜等が確認された農場

汚染物品：患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せつ物とを含む敷料等並びにこれらに接触し、または接触したおそれのあるもの。焼却、埋却、消毒の対象となる。

防疫地図システム：北海道家畜防疫地図システム

#### 4 防疫組織に関する用語

道侵入防止対策本部：本病の侵入防止対策に万全を期すため北海道庁に、「北海道口蹄疫侵入防止対策本部」を常時設置

道対策本部：本病が道内に発生した場合、オール北海道の力を結集して、北海道庁に「北海道口蹄疫対策本部」を設置

道防疫対策本部：本病が道内に発生した場合、防疫措置等を円滑に進めるため北海道庁に「北海道口蹄疫防疫対策本部」を設置

振興局侵入防止対策本部：本病の侵入防止対策に万全を期すため各振興局に、「〇〇（総合）振興局口蹄疫侵入防疫対策本部」を常時設置

振興局対策本部：本病が発生した振興局では、「〇〇（総合）振興局口蹄疫対策本部」を設置

振興局防疫対策本部：本病が発生した振興局では、「〇〇（総合）振興局口蹄疫防疫対策本部」を設置

市町村対策本部：本病が発生した市町村に、「〇〇（市、町、村）口蹄疫対策本部」を設置

発生農場作業基地：発生農場と外部清浄地域との境界に設置する着替えや消毒等を行う仮設テント等の施設

# 口蹄疫防疫の概要(フローチャート)

## 異常家畜発生農場

- ・届出内容の記録、届出受理
- ・通報者への指示(消毒、待機、現地到着予定時刻等)
- ・すべての飼養動物の移動自粛等を所有者へ提示
- ・発生農場が緊急防疫態勢に立入検査を指示
- ・臨床検査、特定症状の確認

## 特定症状を確認

- ・臨床検査結果、異常家畜の写真を通主務課(家保)へ報告・送信

## 検体送付の指示

- ・検体検空のための届付、検体を動物研へ送付
- ・発生農場、発生農場の検体検空を依頼(法第32条1項)
- ・当該農場から検体検空検体を運送
- ・発生農場の関連場所や周辺農場の戸数、移動確認
- ・飼養家畜の過去21日間の移動、出入りする人、車両の巡回面視、現地防疫調査を報告
- ・対策本部及び防疫対策本部の設置準備、死体処理方法の検討

## 口蹄疫の判定、 患者、疑似患者の決定

- ・公示、報告(法第13条)
- ・発生農場、関係者への情報の提供
- ・通達、発生農場、発生農場本部、市町村、関係団体に協力を依頼
- ・家畜防疫員等の人員確保(必要に依り法第48条の2)

## 検体送付の必要なし

- ・2週間の間、毎日の臨床検査を実施(所有者または診療獣医師に協力依頼)
- ・その間の当該家畜の移動自粛を要請

## 対策本部の設置

- ・北海道口蹄疫対策本部及び北海道口蹄疫防疫対策本部
- ・〇〇県口蹄疫対策本部及び〇〇市町村口蹄疫防疫対策本部(発生届届出)
- ・〇〇市町村口蹄疫対策本部(発生届届出)

## 口蹄疫発生農場

- ・移動制限区域(基本:半径10km以内、発生場所が市場、と畜場、半径1km以内)
- ・発生状況、疫学的背景等を考慮、農林水産省と協議
- ・縮小:半径5km、拡大:無制限(道全体)

- ・搬出制限区域(基本:半径20km以内、発生場所が市場、と畜場:設定の必要なし)
- ・移動制限区域の外縁から10km以内の区域

## 発生農場周辺の通行の制限又は遮断 (法第15条、72時間以内)

- ・所有者への説明(病性、防疫、法の概要等)
- ・通行制限又は遮断の指示、広報
- ・ウイルス汚染のおそれのある全物品の消毒等
- ・農場出入口及び農場周辺消毒ポイントの設置
- ・糞生害虫、ネズミの駆除(殺虫剤、殺菌剤)
- ・と殺指示書(法第16条)
- ・新厩、と殺(豚または養豚家畜を優先)
- ・所有者が時間内に適切に実施することが困難な場合、家畜防疫員自ら実施

- ・生きた家畜、半径1km以内の農場の生乳の移動禁止
- ・区域内で採取された糞尿、飼料、排泄物の移動禁止
- ・飼養器具、飼料、飼料、排せつ物、死体等の移動禁止
- ・と畜場(食肉加工場を除く)の閉鎖
- ・家畜市場、家畜共進会等の閉鎖
- ・放牧の中止
- ・搬送関係、運送業者への連絡等

- ・生きた家畜、飼養器具、飼料、飼料、排せつ物、死体等の搬出制限区域外への移動禁止
- ・家畜市場、家畜共進会等の閉鎖
- ・放牧の中止
- ・搬送関係、運送業者への連絡等

## 緊急措置

- ・と殺指示書(法第16条)
- ・新厩、と殺(豚または養豚家畜を優先)
- ・所有者が時間内に適切に実施することが困難な場合、家畜防疫員自ら実施

- ・搬出制限境界付近等に設置
- ・対象:畜産関係車両(必要に依り、一般車両)

## 患者、疑似患者のと殺

- ・と殺指示書(法第16条)
- ・新厩、と殺(豚または養豚家畜を優先)
- ・所有者が時間内に適切に実施することが困難な場合、家畜防疫員自ら実施

## 畜産、疑似患者、汚染物品の 処理

- ・埋却指示(法第21条、法第23条)
- ・所有者が時間内に適切に実施することが困難な場合、家畜防疫員自ら実施
- ・汚染物品処理後の畜舎等の消毒(法第25条)  
(除菌ソージ、消毒剤、消毒剤、消毒剤等)
- ・糞生害虫、ネズミの駆除(殺虫剤、殺菌剤)

## 消毒(1回目)

## 防疫措置完了

(約1週間後)

## 消毒(2回目)

## 消毒(3回目)

## 導入前の検査

(1カ月以内)

## 家畜の再導入

## 導入後の検査

(約2週間後)

- ・原則、家畜防疫員による立入検査
- ・困難な場合は民間獣医師、市町村職員(立入不可)
- ・農場内の消毒状況の確認(飼料、排せつ物等を含む)

- ・清浄性確認検査(2回目)
- ・発生農場の防疫措置完了後21日経過

- ・清浄性確認検査で全て陰性を確認
- ・発生農場の防疫措置完了後21日経過

## 周知

- ・生きた家畜、半径1km以内の農場の生乳の移動禁止
- ・区域内で採取された糞尿、飼料、排泄物の移動禁止
- ・飼養器具、飼料、飼料、排せつ物、死体等の移動禁止
- ・と畜場(食肉加工場を除く)の閉鎖
- ・家畜市場、家畜共進会等の閉鎖
- ・放牧の中止
- ・搬送関係、運送業者への連絡等

- ・生きた家畜、飼養器具、飼料、飼料、排せつ物、死体等の搬出制限区域外への移動禁止
- ・家畜市場、家畜共進会等の閉鎖
- ・放牧の中止
- ・搬送関係、運送業者への連絡等

## 消毒ポイント設置

- ・移動制限境界付近等に設置
- ・対象:畜産関係車両(必要に依り、一般車両)

## 発生状況確認検査 (1回目)

- ・病性判定後、直ちに電話等による発生農場の再確認
- ・24時間以内に半径1km以内の農場、大規模飼養農場に立ち入り、臨床検査の地、運送子検査、抗体検査を実施
- ・上記以外の農場に対し、臨床検査を実施

## 清浄性確認検査 (2回目)

- ・区域内の全ての発生農場の防疫措置完了から10日が経過した後に実施
- ・臨床検査の地、抗体検査を実施

## 移動制限解除

- ・清浄性確認検査で全て陰性を確認
- ・発生農場の防疫措置完了後21日経過

- ・清浄性確認検査で全て陰性を確認
- ・発生農場の防疫措置完了後21日経過

## 発生農場での疫学調査の実施

- ・調査期間:病性判定日から少なくとも21日間遡った期間
- ・調査対象:家畜の出入り、人(飼養者、人工飼養者、飼養師、車庫(家畜運搬車、乗用車、個人運搬車、死二面回収車、たい肥運搬車)の出入り及び巡回範囲

## 疫学関連家畜

- ・以下を疫学関連家畜とし、移動の禁止(法第32条第1項)、臨床検査の観察、患者等との接触後14日経過後に血清抗体検査を行う。

- ・病性判定日から遡って過去8日以上21日以内に患者と接触した家畜
- ・病性判定日から遡って過去21日以内に疑似患者(臨床検査を要していたもの)と接触した家畜
- ・病性判定日から遡って過去21日以内に発生農場を出入りした人、物、車両がその出入りした日から7日以内に入入した他の農場まで搬送されている家畜
- ・疑似患者(患者または発生状況と臨床検査から疑似患者と判断された家畜)と病性判定日から過去7日以内(病性判定日から遡って過去21日以内)に接触した家畜
- ・病性判定日から遡って過去21日以内に接触した家畜

# 目 次

## 第 1 章 組織編

I 危機管理レベルに応じた対応	2
II 口蹄疫対策に係る組織体制	8
III 緊急時の連絡体制	30
IV 道、市町村、関係機関・団体の役割について	31

## 第 2 章 防疫編

I 初動防疫	39
II 立入検査	52
III 発生時の防疫	69
防疫組織の概要	70
発生地防疫統括チーム	71
1 総括・調整班	73
2 広報班	74
3 食の安全班	75
4 野生動物対応班	76
5 道民健康対策班	77
6 学校及び保健福祉施設等対策班	78
7 水質検査班	79
8 飲料水衛生班	80
9 経営対策班	81
10 関連業者経営対策班	82
11 道路占用許可関係班	83
12 通行規制サポート班	84
13 危機管理班	85
14 防疫班	
(1) 発生地統括 G	87
(2) 通行の制限又は遮断 G	90
(3) 保定 G	93
(4) 評価 G	96
(5) 殺処分 G	98
(6) 埋却 G (死体等の処理)	100
(7) 清掃・消毒 G	104
(8) 移動規制 G	106
(9) 検診 G	116
(10) 病性鑑定 G	120
(11) 追跡調査 G	121
(12) ワクチン接種 G	124
(13) 疫学調査 G	127

参考資料

1	と畜場で異常家畜が発見された場合の防疫措置	129
2	初動防疫に係る人員・資材のシミュレーション	131
3	口蹄疫発生農場説明に係る留意点	135
4	口蹄疫とは（リーフレット）	136
5	病性鑑定材料の送付	139
6	防疫従事者の受入れについて	142
7	防疫作業従事者のみなさまへ	144
8	通行の制限又は遮断作業マニュアル	151
9	殺処分マニュアル	155
10	埋却マニュアル	160
11	移動制限区域内農場用リーフレット	175
12	搬出制限区域内農場用リーフレット	177
13	移動制限区域内農場の規制 2 1 日後のリーフレット	179
14	消毒ポイント運営マニュアル	180
15	消毒ポイント作業マニュアル	182
16	保存液の作り方・口蹄疫の病性鑑定採取と輸送	184
17	評価作業マニュアル	187
18	消毒作業マニュアル	194
19	ワクチン接種対象農場用リーフレット	197
その他	口蹄疫発見のポイント（1 1、1 2 のリーフレット）	198
	危険物申告書（5 の病性鑑定材料送付）	200

様式集		201
様式 1	異常家畜の届出を受けた際の報告	202
様式 2	異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票9）	204
様式2-1	農場見取り図	205
様式2-2	臨床検査野帳	206
様式2-3	症状チェックリスト	207
様式2-4	病性鑑定台帳	208
様式2-5	給与飼料の種類、産地等調査表	209
様式2-6	過去21日間に該当農場に出入りした家畜の履歴	210
様式2-7	過去21日間に出入りした人の履歴	211
様式2-8	過去21日間に出入りした車両の履歴	212
様式 3	病性鑑定依頼書	213
様式 4	口蹄疫防疫作業事前調査表	214
様式 5	防疫資材管理表	216
様式 6	防疫従事者整理表	220
様式 7	関係機関連絡先	221
様式 8	防疫作業スケジュール	222
様式 9	口蹄疫患畜・疑似患畜決定通知書	224
様式10	消毒指示書	225
様式11	家畜隔離の指示書	226
様式12	と殺指示書	227
様式13	焼却、埋却、消毒指示書	228
様式14	死体移動指示書	229
様式15	口蹄疫の（疑似）患畜の確認について	230
様式16	防疫従事者身上書（個別）	231
様式17	防疫従事者身上書（一覧）	232

様式18	口蹄疫発生防疫対策本部開設の通知	233
様式19	道路使用許可申請書(北海道警察本部)	234
様式20	道路占用許可申請書(国土交通省北海道開発局)	235
様式21	道路占用許可申請書(北海道建設部土木局道路課)	240
様式22	移動状況記録簿	242
様式23	家畜の評価書	243
様式23-1	家畜の評価記録簿	244
様式23-2	物品評価額算出資料	247
様式24	物品評価書	250
様式24-1	物品の評価記録簿	251
様式24-2	物品評価額算出資料	252
様式25	埋却証明書	253
様式26	殺処分家畜病変観察記録表	254
様式27-1	埋却記録簿-1	255
様式27-2	埋却記録簿-2	256
様式28-1	汚染物品埋却記録簿-1	257
様式28-2	汚染物品埋却記録簿-2	258
様式29	発掘禁止の標識	259
様式30	集乳経路記録簿	260
様式31	配送経路記録簿	261
様式32	診療経路記録簿	262
様式33	車両消毒実施確認書	263
様式34	消毒済証	264
様式35	立入検査調査表	265
様式36	検診台帳	266
様式37	追跡調査表	267
様式38	受領書	268
様式39	ワクチン接種畜リスト	269
様式40-1	口蹄疫予防液使用報告書(道に報告)	270
様式40-2	口蹄疫予防液使用報告書(農林水産省に報告)	271
様式41	採血台帳	271

(参考)

## 本マニュアルで使用する主な略称及び用語

### 1 法省令等

法：家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）

施行規則：家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）

飼養衛生管理基準：法第12条の3に基づき定められた家畜の所有者が遵守すべき  
基準

防疫指針：口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

（平成23年10月1日農林水産大臣公表）

廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

### 2 国や道などの機関

農林水産省：農林水産省消費・安全局動物衛生課

動衛研：独立行政法人食品・産業技術総合研究機構 動物衛生研究所

道主務課：北海道農政部食の安全推進局畜産振興課

振興局：総合振興局及び振興局

振興局主務課：振興局農務課

家保：家畜保健衛生所

### 3 疾病に関する用語

本病：口蹄疫

患畜：本病にかかっている家畜

疑似患畜：患畜である疑いがあるとされた家畜

異常家畜：本病を疑う症状を呈する家畜

偶蹄類の家畜：牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし

発生農場：本病の患畜等が確認された農場

汚染物品：患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せつ物とを含む敷料等並びにこ  
れらに接触し、または接触したおそれのあるもの。焼却、埋却、消毒の対象となる。

防疫地図システム：北海道家畜防疫地図システム

### 4 防疫組織に関する用語

道侵入防止対策本部：本病の侵入防止対策に万全を期すため北海道庁に、「北海道口蹄疫侵入防止  
対策本部」を常時設置

道対策本部：本病が道内に発生した場合、オール北海道の力を結集して、北海道庁に「北海  
道口蹄疫対策本部」を設置

道防疫対策本部：本病が道内に発生した場合、防疫措置等を円滑に進めるため北海道庁に「北海  
道口蹄疫防疫対策本部」を設置

振興局侵入防止対策本部：本病の侵入防止対策に万全を期すため各振興局に、「〇〇（総合）振興  
局口蹄疫侵入防疫対策本部」を常時設置

振興局対策本部：本病が発生した振興局では、「〇〇（総合）振興局口蹄疫対策本部」を設置

振興局防疫対策本部：本病が発生した振興局では、「〇〇（総合）振興局口蹄疫防疫対策本部」  
を設置

市町村対策本部：本病が発生した市町村に、「〇〇（市、町、村）口蹄疫対策本部」を設置

発生農場作業基地：発生農場と外部清浄地域との境界に設置する着替えや消毒等を行う仮設  
テント等の施設

